

# 鹿児島市公園公社行動計画

(一般事業主行動計画)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法

令和7年8月

公益財団法人鹿児島市公園公社

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に伴う行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に関する事項として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和9年7月31日

2. 具体的な取り組み

①：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する事項として有給休暇取得率を70%以上にする。

### <内容>

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する事項として有給休暇取得率を70%以上にするため、有給休暇の取得の奨励と業務の効率化の検討及び見直し、時間配分の見直しを行う。

### <対策>

- 令和7年8月1日～ 月例会で有給の取得率を配布し、有給の取得を奨励する。
- 令和7年8月1日～ 各部署での業務の効率化の検討及び見直し、時間配分の見直しを随時行う。
- 令和7年12月1日～ 各職員の有給取得数の確認を行い、取得できていない職員に対しては、取得できていない理由、業務の優先順位や業務プロセスの見直しの確認を行い所属長との面談を行う。
- 令和8年4月1日～ 各職員の令和8年度の有給日数を通知し、計画取得日の設定を推進する。